

# これからも安心して暮らしていくために 成年後見制度の利用を考えてみましょう

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がい・発達障がいなどの理由で、ものごとを判断する能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、ご本人の権利や財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

## 成年後見制度には、2つの制度があります。

### 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」について、あらかじめ契約により決めておく制度です。

### 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てをします。

## 成年後見人等には、どのような人が選ばれますか？

家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。ご本人の必要とする支援内容によっては、申立の際に挙げられた候補者以外の方で、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職や福祉関係の法人などが選任されることもあります。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申し立てをすることができません。



## 申立て準備から支援開始までの流れ

